## 長野地裁での行政裁判の状況(令和2年6月時点)

<原告(私達)の2月13日、訴状での主な主張>

- I. 前町長深津が、入札情報を指名業者に漏洩したことが違法であること
  - ア 前町長深津が入札情報を指名業者に漏洩した事実
    - (ア) 前述のとおり、本件入札は、一抜け方式による指名競争入札であるが、3件全てが1回目の入札で上限価格である予定価格の97.9%~99.4%で落札されている

松川町では、平成31年4月9日以前は、入札に悪影響があるという理由で、設計書(明細書)は一切公開されていない。

また、設計書は、前述のとおり、入札の単価の大部分は当該入札単独での単価であり、入札前に業者に渡された設計書は金抜きで、備考欄は白紙であり数量だけが提示されたものであり、項目数は約200~300項目もある。

従って、本来の手続によれば、入札業者が予定価格の単価を推定することは不可能であり、入札業者の積算金額が実施設計金額の97.9%~99.4%で、1回目の入札で落札されるというような偶然はあり得ないことである。

(4) 本件3校のエアコン工事について、松川町の設計書の記載価格と、落札業者が提出した工事内訳書の記載価格を比較し、松川町の設計書に記載された価格をAとし、各落札業者が工事内訳書に記載した価格をBとして、BをAで除してその比率を算出した。

その結果、3校のエアコン工事の工事価格の総額の比率は0. 970342  $\sim 0$ . 993750 であり、松川町の工事価格の総額と落札業者の工事価格の総額は、極めて近接していることが明らかとなった。

しかも、三笠設備・エビスヤ産業特定建設工事共同企業体が落札した松川北小学校のエアコン工事にいたっては、建築工事、機械設備工事、電気設備工事、直接工事費の4項目において、AとBの比率が全て、0.994975となっており、小数点以下6桁まで同数である。

前述のとおり、松川町が各入札業者に渡した設計書は、入札の単価の大部分は当該入札単独での単価であり、入札時に業者に渡された設計書は金抜きで、備考欄は白紙であり数量だけが提示されたものであることや、項目数は約200~300項目もあることから、偶然に、松川町の設計書の記載価格と三笠設備・エビスヤ産業特定建設工事共同企業体の工事内訳書の記載価格がほぼ同額になることは万に一つもあり得ない。

従って、以上の結果は、落札範囲の上限価格である予定価格や松川町の設計書の記載内容が入札業者に漏れていなければ説明がつかないものであり、正に、深津から指名業者に入札情報が漏洩していたことの確固たる証拠である。

(ウ) 本来,手書きであるべき入札時比較価格が活字で印刷されていること 前述のとおり,松川町長が上限価格である予定価格及び下限価格である最 低制限価格を決定したときには,松川町長は,予定価格調書を作成し,封筒 に入れて封印し、保管しなければならないと定められているため、松川町長は、自身の判断で上記価格を決定し、入札当日まで、誰にも知られないように厳重に管理しなければならない。

実際に、平成27年以前は、松川町町長が、予定価格調書に予定価格を自 筆で記入し、上記の方法に従い、封筒に入れ金庫に保管していた。

しかしながら、原告竹村が情報公開を行ったところ、松川町が依頼した設計業者の見積額が入札書比較価格(予定価格の税抜きの金額)となった平成27年6月26日以降、深津町政2期目の平成27年度から宮下町政1期目の令和1年度7月分まで、町長が自筆で記入し、入札まで厳重に保管されてきたはずの予定価格が、予定価格調書に活字で印刷されている。

これは、正に、入札前に町長以外の役場職員が予定価格を知っていることの証左である。

### イ 上記情報漏洩の違法性

予算執行者である松川町町長は、入札予定価格を厳重に管理し、公正に入札を 行わなければならない責務があるから、入札情報の漏洩は、松川町財務規則第1 09条に違反し、違法である。

### Ⅱ. 指名業者の談合入札

#### ア 指名業者の談合入札の事実

(ア) もっとも、予定価格が指名業者に漏れていたとしても、適正な競争が働いたとしたら、限りなく下限価格である予定価格最低制限価格で落札されるはずである。

そうでなければ、自分が入札した金額よりも、更に最低制限価格に近い価格を入札する業者が現れる可能性があり、落札することはかなわないからである。

それなのに、1回目の入札で落札範囲の上限値である予定価格の97.9%~99.4%で落札されていることは、指名業者において、上限価格に限りなく近い価格で入札したとしても、自分が落札できるという確信があるからにほかならず、正に、指名業者において、談合が行われている証である。従って、公正な競争入札が行われていないことは明らかである。

#### (イ) 指名業者の選定

指名業者間の談合を生む温床は、本件入札の指名業者の選定にある。

指名業者の選定に関し、本件入札では、指名業者として、106億~169億のゼネコンである神稲建設株式会社や株式会社ヤマウラとともに、3億~14億の売上げの専門業者による特定建設工事企業体である明和工業・松川設備工業特定建設工事共同企業体や三笠設備・エビスヤ産業特定建設工事共同企業体などが選定されている。企業体オーナーの殆どは、ゼネコンの下請けである。このような指名業者の選定は、かつて例がない。

従って、企業の売上げ規模から見ても、また、元請け・下請けという関係か

ら考えても、同じ土俵で自由かつ公正な競争ができるとは思えない。

なお、情報公開で求めた指名業者選定委員会の入札指名業者選定調書であるが、選定に関する経過に関する情報はなく、ブラックボックスの中である。

#### イ 指名業者の談合が違法であること

指名業者間の談合入札は,不当な取引制限の禁止を掲げる,私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律,いわゆる独占禁止法3条に反するから違法である。

#### Ⅲ. 本件入札の上限価格の決定について

本件入札の上限価格が、松川町が依頼した設計業者の算出した見積額と同額とされていることも問題である。

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号。以下,「品確法」という)第7条第1項第1号において,発注者の責務として予定価格の適正な設定が規定されていること,また,品確法第9条に基づいて定められた「公共事業の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(以下,

「基本方針」という)において、発注者が予定価格を定めるに当たっては、市場における最新の取引価格や施行の実態等を的確に反映した積算を行うものとすること、また、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、公共工事の品質確保の中長期的育成され及び確保されるための適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引き上げ行わないよう留意することが必要とされている。

そのため、業者から受け取った見積りを活用して作成した予定価格が妥当であるかという判断は、公共事業の発注者(地方公共団体)がその責務として行うことが求められている。

これにつき、本件において検討すると、松川町の算出したPAC-4の設計単価は52万1600円であるところ、インターネット上で入手した当該機種の実例価格は19万5300円~27万9100円であるから、松川町の算出した価格は、実例価格の約1.9倍~2.7倍である。

従って、本件入札の予定価格は市場価格とかけ離れた異常に高額な価格であり、 この予定価格について何ら検討せずに、本件の予定価格としたことは違法かつ不当 である。

# Ⅳ. 工事費内訳書について

資料2は当該入札時に提出した落札業者の工事費内訳書である。

また、資料6は入札条件である工事費内訳書に関する規定である。

当該工事内訳書は明らかに資料6の「2.」の規定に違反している。

具体的には、役場による中学校エアコン設置工事設計図書の工事費明細書には約300項目ありそれぞれの単価と金額が記されているが、神稲建設(株)が提出した工事費内訳書は単なる総括表であり、内容(適正な施行ができるか等)を確認できるものではない。

これは、松川町財務規則に記載されている入札書無効の規定である112条の(4)「金額その他記載事項が明らかでない入札書」及び(5)「前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書」に該当する。

## [被告(宮下町長)の3月27日付け答弁書での主な主張]

被告は上記の事由を全て否定しています。ただ、殆ど具体的な主張がありません。

I. Iのアの(ウ)についての被告の反論:

「公共事業の入札及び契約の適正化の推進について」という通達において、適正な 積算に基づく設計書金額の一部を控除する「いわゆる歩切り」についてこれを厳に行 わないよう指示が出されたところ、従来は、この歩切りを行うことがあったために印 字ではなく手書きがされていた経過があり、かかる通達を受け、歩切りができないよ う印字に切り替えたものである。

なお、本件各工事については、予定価格及び入札書比較価格は全て手書きであるため、原告らの「印字であるから入札前に町長以外の役場職員が予定価格を知っている」 ということは当てはまらない。

Ⅱ. 松川町は、本件について関係者から聞き取り調査を行っているが、かかる調査過程 において、前町長深津、入札参加業者、その他関係者から予定価格等の漏洩や談合の 事実を裏付けるような事情は出てきていない。

<原告(私達)の5月12日、準備書面(1)での主な主張>

## I. 前述被告主張 I. への反論:

予定価格調書における予定価格及び入札書比較価格が活字で印刷されている理由について、被告は、歩切り禁止の通達を根拠にこれを正当化している。

しかしながら、歩切りができないように印字に切り替えたとの主張は本末転倒の主 張である。

というのは、松川町財務規則109条の規定は、入札前に町長以外、上限値である 予定価格及び最低制限価格を知り得ないことを担保し、不正を防止するための規定で あるから、本来手書きであるべきである。活字であれば、町長以外の役場職員が印字 し、その際情報が漏れる可能性があるといえる。

また,松川町財務規則には,被告が主張する,「歩切り禁止」という項目も,また,「歩切り禁止のために,町長以外が活字で印刷する。」という条項は一切ない。

また、被告は、本件各工事の予定価格及び入札書比較価格が手書きであることを 逆手にとって、「印字であるから入札前に町長以外の役場職員が予定価格を知ってい るということは当てはまらない」と主張の上、本件各工事について、入札前に町長 以外の役場職員が予定価格を知っていることはない旨主張している。

しかしながら、入札前に町長以外の役場の職員が入札書比較価格を知り得るようになったのは、平成27年6月26日の平成27・28年度中央公民館改築・チャン

ネルユー局舎建築工事からである。この時から,入札指名業者選定調書の設計額が歩切りをしないという理由で落札価格の上限値である入札書比較価格となり,入札指名業者選定調書に署名する指名選定委員会の委員である副町長,各課長は入札前に予定価格を知ることになったのである。

この事実は、平成27年度当時、まちづくり政策課長であった米山現保健福祉課長、総務課長であった塩倉現生涯学習課長、建設課長であった田中現総務課長、生涯学習課長であった小木曽現まちづくり政策課長が、いずれも原告らに対し認めている。また、同人らは、現在も継続していることも原告らに対し認めている。

Ⅲ. 原告らが作成した「役場設計書の工事費内訳書と落札業者の工事費内訳書の比較書」において、松川北小学校工事における三笠設備株式会社・株式会社エビスヤ産業JVの落札価格については、建築工事、機械設備工事、電気設備工事、直接工事費について工事費目が異なっているにもかかわらず、全て0.994975と同じ比率となっていることを指摘し、情報の漏洩がなければこのような一致は万が一にもあり得ないと原告が主張したことに対し、被告は、「エアコン取り付け工事という内容からしてその積算が困難なものではなく、設計価格の情報がなくとも、積算の結果、入札価格が予定価格と近い金額になることはあり得るところである。」と主張している。

しかしながら、松川町が各入札業者に渡した工事費内訳書は、金抜きで、備考欄は白紙で、数量だけが提示されたものであり、項目数は約200~300項目もあることから、偶然にも、松川町の工事費内訳書と三笠設備・エビスヤ産業特定建設工事共同企業体の工事内訳書の4項目の工事費目の比率が小数点以下6桁まで同率になることは万に一つもあり得ない。

被告は、エアコン取り付け工事の内容からしてあり得るところであると強弁しているが、全くの詭弁であると言わざるを得ない。

従って、4項目もの工事に共通する落札比率0.994975は、情報漏洩の決定的な証拠である。この点を解明することなく、情報漏洩がなかったと断定することは不合理かつ不可解である。

ちなみに、被告宮下町長は、原告らの令和2年1月20日付け質問状に対して、表1における比率0.994975について、「極めて不自然であり、調査の実施の検討をする」と回答している(資料室)。

従って、被告宮下町長は、その後、本件の落札業者に対し各入札書の工事費内訳書の明細を提出させているものと思われる。そこで、原告らは、被告に対し、比率 0.994975ついて調査結果の見解を明らかにすると共に、本件の落札業者から提出させた各入札書の工事費内訳書の明細の提出を求める。

#### Ⅲ. 前述被告主張Ⅱ. への反論:

被告は、「現在、本件について前町長深津、入札参加業者、その他関係者から聞き取り調査を行っているが、予定価格等の法上の漏洩や談合の事実を裏付けるような情報は出て来ていない」と主張しながらも、聞き取り調査の内容や結果を全く示していない。

しかし、被告は本件入札について、情報の漏洩や談合の事実を裏付ける事実はな

いと断言するなら、聞き取り調査の内容や結果を松川町民に公開するか、本件訴訟において開示するべきである。

ちなみに、原告らが聞き取り調査に関する情報公開を3件求めたが、被告は全て 拒否した。そこで、原告らは、質問書を提出してその理由の説明を求めたところ、被 告は、拒否の理由として、公開することで現在実施している調査に影響がある、ま た、現在係属している住民訴訟における今後の争訟事務に支障が生ずることを挙げ た外、「公開することにより、任意で協力している調査対象の個人、法人に不利益を 与える恐れがあるため。」を挙げている。(資料室)

ところが、被告は当該入札について問題はないと一貫して主張しているのであるから、公開することで調査対象の個人、法人に不利益が生じるはずはなく、むしろ、調査対象の個人、法人の疑惑を晴らすために積極的に開示すべきであるといえる